

# 平成24年度税制改正に関する意見

平成23年10月

全国町村会

# 平成24年度税制改正に関する意見

平成23年10月  
全国町村会

三位一体改革の結果、町村は、地域間格差が拡大し、極めて厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済・雇用情勢と相まって、地域の疲弊が深刻化している。

一方、東日本大震災、昨今の台風災害等が日本全域に甚大な被害をもたらし、防災・減災に対する国民の意識が高まっている。

こうした中、地域の自主性及び自立性を高めるための改革、社会保障と税の一体改革を進めるとされているが、町村が、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策を実施するためには、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立が不可欠である。

よって、平成24年度税制改正にあたっては、町村が円滑な財政運営を行うことができるよう、地域間格差の解消をはかり、町村税源を充実強化するため、特に下記事項の実現をはかられるよう強く要請する。

## 記

### 1. 地方の社会保障財源の安定的確保

地方の社会保障財源については、地方単独事業を含めた社会保障全体における費用推計を行った上で、国・地方それぞれの役割分担に応じて、偏在性の少ない地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充などにより、安定的確保をはかること。

### 2. 国から地方への税源移譲等

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ. 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

### 3. 個人住民税の充実確保等

個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかるとともに、扶養控除など諸控除の見直しにあたっては、「地域社会の会費」という性格から政策的な控除は極めて限定的であることを十分に踏まえること。

また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

#### 4. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、平成24年度の評価替えにあたっては、地価高騰期に講じられた措置を見直すなど、課税の公平性をはかりつつ、税収が安定的に確保できるようにすること。

#### 5. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

#### 6. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、個別間接税の課税のあり方の検討に際しても、現行制度を堅持すること。

#### 7. 地球温暖化対策税制の創設

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。よって、国は、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

ア. 町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーを活用できるよう、一定の地方税財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

イ. 「地球温暖化対策のための税」の用途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。

ウ. 「地球温暖化対策のための税」の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。

エ. 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

#### 8. 地方税における税負担軽減措置等の見直し

地方税における税負担軽減措置等については、「基本方針」に沿って厳格な見直しを行うこと。

## 9. 自動車関係諸税に係る地方税財源の確保

当分の間として適用されている税率の取扱い及びエコカー減税など環境対応車への優遇措置を含め、車体課税の見直しを検討する場合には、自動車重量譲与税、自動車取得税交付金が町村にとって極めて貴重な財源となっていることを踏まえ、現行の地方税財源を堅持すること。

また、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、軽自動車税の税率を引き上げること。

## 10. 市町村たばこ税の確保

たばこ税の将来に向かつての税率引き上げに際しては、国と地方の配分割合を堅持するとともに、市町村たばこ税の現行税込総額に及ぼす影響等を見極めること。

## 11. 法人住民税の中間納付等に係る還付加算金の見直し

還付加算金の利率については、市場金利から大きく乖離したものとなっているので、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直すこと。

特に法人住民税の中間納付または予定納税の還付に係る加算金は、町村財政にとって大きな負担となっていることから、廃止を含めた見直しを行うこと。